

法人税関係

少額減価償却資産の取得価額の損金算入等

1 はじめに

少額減価償却資産をその事業年度において事業の用に供さなかった場合の取扱いについて、本稿では償却費として損金経理をした金額等の意義を確認しつつ、取得の事業年度及び翌期事業年度の具体的取扱いについて述べる。

2 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入（法令133）

法人が事業の用に供した減価償却資産で、その使用可能期間が1年未満のもの又は減価償却資産の取得価額が10万円未満であるもの（リース資産を除く。）がある場合において、法人がその資産の取得価額に相当する金額をその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 損金経理の意義（法法2⑤）

損金経理とは、法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。したがって必ずしも減価償却費の名称を用いなくとも、消耗品等の科目をもって経理をすればよい。

4 償却費として損金経理した金額の意義（法基通7-5-1）

法人税法31条第1項（減価償

却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却費として損金経理をした金額には、法人が償却費の科目をもって経理した金額のほか、損金経理した次の金額も含まれる。

① 少額な減価償却資産（おおむね60万円以下）又は耐用年数が3年以下の減価償却資産の取得価額を消耗品等として損金経理をしたその損金経理をした金額

5 取得事業年度の処理

少額減価償却資産を取得した事業年度においてその資産を事業の用に供しない場合には、たとえ取得事業年度に損金経理をしたとしても所得の金額の計算上損金の額に算入することはできない。

6 翌事業年度の処理の問題点

前期において損金経理し、事業の用に供していない少額減価償却資産について申告調整をしていない場合には、既に損金経理がされているので再度損金経理をすることができない。

7 翌事業年度の対応

申告調整による償却費の損金算入（法基通7-5-2）

取得事業年度において事業供用しなかった場合の救済措置として次のものがある。

法人が減価償却資産の取得価額の全部又は一部を資産に計上

しないで損金経理をした場合（法基通7-5-1）により償却費として損金経理をしたものと認められる場合を除く。）又は贈与により取得した減価償却資産取得価額の全部を資産に計上しなかった場合において、これらの資産を事業の用に供した事業年度確定申告書又は修正申告書（更正又は決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書及び修正申告書を除く。）に添付した法人税法施行令63条（減価償却に関する明細書の添付）に規定する明細書にその計上しなかった金額を記載して申告調整をしているときは、その記載をした金額は、償却費として損金経理をした金額に該当するものとして取り扱う（昭和46直審（法）20，令4課法2-14改正）

8 おわりに

この規定は、取得の事実だけではなく事業の用に供したことが条件となるので、取得した少額減価償却資産が事業の用に供されているかを再度確認する必要がある。

取得した事業年度において損金経理をしたもののうち事業の用に供していない少額減価償却資産がある場合は、当初申告のときに別表上で加算（留保）の調整をしておくことが望ましい。

右山研究グループ
税理士 徳丸 親一